

○さつま町危険家屋解体撤去補助金交付要綱

平成28年3月29日

告示第50号

(趣旨)

第1条 この告示は、景観の向上及び町民の安心安全な住環境の確保を図るために、町内の危険家屋の解体及び撤去に係る経費の一部を予算の範囲内において補助するものである。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険家屋 所有者等が現に居住その他の用に供しない家屋（住宅等に附属する倉庫及び自動車用車庫等を含む。）で、周囲に危険を及ぼすおそれがあり、屋根、柱その他の建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部が朽ちる等により、使用することが不能であるものをいう。
- (2) 解体撤去業者 町内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、さつま町の解体工事の入札参加資格を有している者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に存する危険家屋の所有者又は町内に存する危険家屋の所有者から当該危険家屋の解体及び撤去について委任を受けた者
- (2) 町が認めた解体撤去業者を利用する者
- (3) 町税の納付その他町に対する債務の履行を遅滞していない者

(補助対象危険家屋)

第4条 補助金の交付の対象となる危険家屋は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となっていないこと。
- (2) 火災、台風など自然災害等により倒壊又は廃墟となっていないもの。ただし、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第1項の規定に基づき町から助言若しくは指導又はさつま町空家等の適正管理に関する条例（平成28年さつま町条例第4号）第6条第1項に基づき町から助言若しくは指導の対象となったものはこの限りでない。

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる解体撤去工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象工事

に要する経費が30万円以上であるものとする。

- 2 前項に規定する補助対象工事に要する経費は、補助対象工事の総工事費から建物の解体撤去に関係しない費用（家財道具、機械等の処分費用及び居住部分以外の解体処分費用）を除いて得た額（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金を受けようとする補助対象者は、工事着手前にさつま町危険家屋解体撤去補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- （1） 危険家屋解体撤去工事計画書（第2号様式）
- （2） 対象危険家屋の位置図
- （3） 工事見積書
- （4） 工事着手前の現況写真及び予定箇所の写真
- （5） 登記事項証明書又は固定資産名寄帳兼課税台帳の証明書
- （6） 町税等確認同意書（第3号様式）
- （7） 誓約書（第4号様式）
- （8） その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、申請書に係る危険家屋の所有者と当該危険家屋の所在する土地の所有者が異なるときは、申請書に当該土地の所有者の当該危険家屋の解体及び撤去に係る同意書（第5号様式）を添付しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 町長は、申請書の提出があったときは、申請書及び関係書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を決定し、さつま町危険家屋解体撤去補助金交付決定通知書（第6号様式）により当該補助対象者に通知するものとする。

- 2 前項に規定する補助金の交付決定には、解体撤去の日以後、当該土地を適切に管理することを条件として付するものとする。

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、補助対象工事に要する経費（第5条に規定する補助対象工事に要する経費をいう。）の3分の1に相当する額とする。ただし、当該経費の3分の1に相当する額が20万円を超えるときは、20万円とし、特に危険度が高いものについては、40万円とする。

- 2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額を補助金の額とする。

(補助回数)

第9条 前条の補助金の交付は、第3条に規定する補助対象者1人につき1回限りとする。

(工事等の変更等)

第10条 前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、工事等の内容を変更し又は中止しようとするときは、さつま町危険家屋解体撤去補助事業計画変更承認申請書(第7号様式。以下「変更承認申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書(内訳明細の付いたもの)
- (2) 変更工事箇所及び工事内容の分かる図面等
- (3) 変更後の工事予定箇所の写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の変更交付決定)

第11条 町長は、前条の規定による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めた場合は、さつま町危険家屋解体撤去補助金変更交付決定通知書(第8号様式)により、申請者に通知するものとする。ただし、工事等の内容変更に伴い、補助対象工事等に要する経費が増額となっても補助金交付決定額は増額しないものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付を受けた補助対象者は、さつま町危険家屋解体撤去補助金実績報告書(第9号様式。以下「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添えて事業の完了の日から30日以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書(第10号様式)
- (2) 危険家屋解体撤去事業収支決算書(第11号様式)及び支出証拠書類
- (3) 解体撤去工事請負契約書
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類
- (5) 工事写真(埋設物処理状況等を含む。)
- (6) その他町長が必要と認める書類等

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、さつま町危険家屋解体撤去補助金交

付確定通知書（第 1 2 号様式）により当該補助対象者に通知する。

2 補助金の支払方法は、事業完了後の精算払いとする。

3 前項に規定する補助金の交付確定には、解体撤去の日以後、当該土地を適切に管理することを条件として付するものとする。

（補助金の交付の請求）

第 1 4 条 前条の通知を受けた申請者は、速やかにさつま町危険家屋解体撤去補助金請求書（第 1 3 号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第 1 5 条 町長は、補助金の交付を受けた者が、この告示に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 1 6 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

（有効期限）

2 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。

附 則（平成 3 1 年 3 月 2 9 日告示第 2 8—4 号）

この告示は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 3 1 日告示第 5 5 号）

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 2 6 日告示第 1 0 号）

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 0 月 1 日告示第 1 3 0 号）

この告示は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 2 5 日告示第 3 9 号）

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 2 4 日告示第 5 1 号）

この告示は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 2 6 日告示第 4 3 号）

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和7年3月21日告示第53号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。